こととする」とされているためで

その直後に、「ただし、製造

に基づいた表示の混在は認めない

のとおりとする」と続きます 所固有記号の表示については以下 での食品表示基準と旧基準の両者 則として、1つの食品の表示の中 ついて(施行通知)」において、「原 求められます。「食品表示基準に 在していないかを確認することが

発行所 株式会社ラベルバンク 大阪市淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 4F TEL: 06-6838-7090

第80号

の混在に注意が必要です。

また今後

製造行為には、

一つの独立した食品

FAX: 06-6838-7091 http://label-bank.co.jp/ support@label-bank.co.jp

らとなりますが、 基準のうち、同時に施行されな 今回のコラムは、 準との混在も例外的に認められて 後(来年2016年4月1日) 必要であることから、運用は1年 記号のデータベースの構築期間が る表示についてです。製造所固有 かった「製造所固有記号」に関す 1日に施行された新しい食品表示 そのために新基 2015年4月

2

許容される

新しい食品表示基準での 造所固有記号

ラ

うに、新しい食品表示基準への移

前回までのコラムでお伝えしたよ

新旧混在と経過措置期間

行作業では、

新基準と旧基準が混

される

3

について 製造所固有記号のルールの変更

りますので、 新基準では、 められることに変更されているた 造している場合」に限り使用が認 製造所固有記号が使用できなくな ールが変更されています。 この要件を満たさない場合は、 一製品を2以上の製造所で製 経過措置期間終了後 製造所固有記号

データベースの運用を開始す るまでは、製造所固有記号につ いては旧基準に基づいた表示が

製造者の定義について再確認を

(参照:Q&A加工—243) 行為とみなされます。

経過措置期間終了までの間、 運用開始後に届出をした事業 きない商品に限り、製造所固 者は、手続が完了するまでの 有記号については旧基準に基 とで製造所固有記号を使用で 食品表示基準 の使用が認められる づいた表示をすることが許容 旧基準の製造所固有記号 (新基準)のも

製造所固有記号が使用できる要件と ついてこのように定義しています。 ます。食品表示基準では、 て確認しておくことも大切かと思い このなかで「製造所とは?」につい 製造している場合」についてですが、 なる「同一製品を2以上の製造所で

製造 製造所…食品の製造が行われた場所 … 当該食品に関し、最終的に に限る 衛生状態を変化させる製造

参照:食品表示基準P.

1 9

(加工食品)

されています。(参照: Q & A 総則 — 1 4) 示基準Q&Aに「その原料として使 また、「製造」行為の考え方は食品表 な物を作り出すこと」と詳しく記載 用したものとは本質的に異なる新た

製造所固有記号を使用する場合は、

る場合、この詰め合わせ行為は製造 つの食品とみなし外装に一括表示す カップ麺や赤飯セットなど全体を とみなせる「詰め合わせ」も該当し、

サイトのアドレス等 められたときに回答する者の連絡先 とが求められます。 下記のうちいずれかの表示をするこ 製造所所在地等を表示したWeb 製造所所在地等の情報提供を求

の製造所所在地等 当該製品の製造を行っている全て

製造所とは?

製造所に

しょう。

を見ながら再確認されるとよいで 則-16、加工-109~120)」 などの表示ですので、主に「Q&A(総 ます。その1つが「製造者」「加工者」 元化され、その定義も統一されてい 用されていた用語は食品表示法で一 食品衛生法、JAS法でそれぞれ使

考えることが大切かと思います。 ることで、表示ミスの防止について 間にこうした規則の再確認など進め がある場合は、 製造所固有記号を使用できる見込み 1つの参考事例になります。今後も いといった場合は、 新基準での商品をみつける機会がな いて市販の事例を参考にしたいけど、 また製造所や加工所の表示方法につ (新基準のみ) の届出情報を見るのも 運用が始まるまでの 機能性表示食品

参考

http://www.caa.go.jp/foods/index18.html 食品表示基準、Q&A(消費者庁)

食品表示 新基準への移行作業用に

『主要根拠文書 新旧対応マップ』 を設置いたしました!

ラベルバンクが提供している「新・食品表示チェッカー」では、チェック結果に自動的に主要根拠文書が表示されますが、 全749ページある「食品表示基準」から、それぞれの該当ページにリンクできる仕様になっております。 今回、旧基準と新基準のページの対応表と、新基準のページへのリンクを一覧にしましたので、お知らせさせていただきます。

こちらの一覧ページは会員さま (無料お試し会員さま含む) のご利用時に、チェック結果に表示にされる主要根拠文書が、 食品表示基準内のどの部分に位置づけられているかを、視覚的に分かりやすくするできるよう、チェックページの中に設置しております。



■『新旧対応マップ 一部ご紹介

※「新・食品表示チェッカー」ご利用会員さまのみ、閲覧可能なページです。 ご利用会員様は下記リンク先をご確認ください。 https://rakucheck.jp/hyouji/usrMap.php (ログインが必要になります)

那種食品在結及乙酮種食品收益	203	が原体二、場合二分の	ÆM	終ヨペーンへ
	449	別表練四〈第三条関係〉	表示事項	該当ページへ
	588	別表第十九(第四条、第五条関系)	個別表示義務	該当ページへ
	609	別表第十九(第四条、第五条関係)	個別表示義務	該当ページへ
	653	別表第二十〈第八条間系〉	表示の方式	該当ページへ
	697	別表第二十二(第/(李閱信)	禁止表示	該当ページへ
果実放得	286	別表第三〈第二条関係〉	定義	該当ページへ
	460	別表第四(第三条関係)	表示事項	該当ページへ
	613	別表第十九(第四条、第五条贖筆)	個別表示義務	該当ページへ
	655	別表第二十(第八条関系)	表示の方式	該当ページへ
	698	別表第二十二(第/人条間(系)	禁止表示	該当ページへ
	285	別表第三(第二条間係)	定義	該当ページへ
炭型約 料	458	別表練四(第三条関係)	表示事項	該当ページへ
	698	別表第二十二(第/(条関係)	禁止表示	該当ページへ
	297	別表第三〈第二条関係〉	定義	該当ページへ
	469	別表第四(第三条関係)	表示事項	該当ページへ
T0 4401	485	別表第五〈第三条関係〉	名称	該当ページへ
型机的料	615	別表第十九(第四条、第五条関係)	個別表示義務	該当ページへ
	656	別表第二十(第八条間系)	表示の方式	該当ページへ
	698	別表第二十二(第/集開係)	禁止表示	接当ページへ
	200	Online No	rizziek	P#04 2 %

『新・食品表示チェッカー』とは…

食品表示の新基準に対応したオンライン上での食品表示チェックツールです。 チェックするべき用語とそのポイント、根拠文書 URL まで瞬時に表示、 またチェック結果はレポートとしてダウンロードできるため、社内共有も スムーズです。もちろん新食品表示基準にも対応済。

「新・食品表示チェッカー」で、食品表示チェック業務をサポートいたします。



完全自動化オンラインチェック

直感的に理解できるオンライン上での食品表示チェックツール。 場所を選ばずいつでも使えて、新しい食品表示基準にも対応。



チェックポイントが一目でわかる

チェックするべき用語とそのポイント、根拠文書 URL まで瞬時に 表示。食品表示チェック業務のサポートツールです。



チェック結果はダウンロード可

チェック結果はレポートとして、Excel 形式でダウンロードできま す。社内での共有や、社外の方への共有にも利用可能です。

https://rakucheck.jp/hyouji/

新食品表示チェッカー

食品表示基準対応ラベル

食品表示基準が発表されてまもなく半年になりますね。今回は、そんな新基準に対応したラベルの間違いさがしを作成しました。 答えはお気に入り言葉の下部にございます。ぜひチャレンジしてみてください。



名称	乳化液状ドレッシング		
原材料名	食用植物油脂、醸造酢、チーズ、レモン果汁、		
	砂糖、食塩、卵黄、香辛料、濃縮レモン果汁、		
	酵母エキスパウダー、にんにく、香味食用油、		
	卵たん白加水分解物		
添加物	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(キサンタン		
	ガム)、香辛料抽出物、香料		
内容量	200ml		
賞味期限	枠外右下部に記載		
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。		
製造者	株式会社〇〇		

B	名称	食パン	
	原材料名	名 小麦粉、砂糖混合異性化液糖、ショート	
		ング、食塩、パン酵母、脱脂粉乳 / 乳	
		化剤、酢酸 Na、イーストフード、V.C、(原	
		材料の一部に乳成分・小麦・大豆を含む)	
	内容量	5枚	
	消費期限	表面下部に記載	
	保存方法	直射日光・高温多湿を避けて保存してくだ	
		さい。	
	製造者	株式会社〇〇	



ジャムの砂糖不使用



栄養成分表示

<u> 入さし「杯 (1:</u>	og 80127)
エネルギー	162kcal
たん白質	0.5g
脂 質	0.3g
炭水化物	38.4g
食塩相当量	0.02g

0g

今月の「お気に入り」

未来は、それに備える人々のものである。

(ラルフ・ワルド・エマーソン)

AI 公路では、「関係は第の代替表記にはなりませんので、「卵を含む」旨の記載が必要です。 的黄のあとに、(卵を含む)に表記します。 Bの答え:新基準では、「卵を含む」目の記載が必要です。 「一部に~」と記載が必要です。 Cの答え:砂糖不使用と記載する場合、旧基準では「ショ糖」の記載が必要です。 「一部に~」と記載が必要です。 E を表記載する場合をでいます。 「一部に~」と記載が必要です。 「種類」の引が必要です。 「種類」の関数が必要です。 「単純化物の下に、一字下げて、「糖類」の例)の記載が必要です。

